

# 福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月30日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

---

## 資 料

---

改正概要（予定）	.....	1
改正内容（予定）	.....	1
施行日（予定）	.....	1
参 考	.....	2

子育て支援課

## 1 改正概要（予定）

本条例（平成26年大磯町条例第11号）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）を踏まえ、規定しています。

この度、保育士の配置基準について国基準の改正が予定されているため、確定後に規定の改正を行ってまいります。

## 2 改正内容（予定）

保育士の配置基準

対象施設 ②のA型・B型及び④

より安心して子どもを預けられる幼児教育・保育の体制整備を図るため、3歳児及び4・5歳児の保育士配置基準の改正を予定しています。

### 【保育士配置基準の改正内容】

保育士1人で 受け持てる 園児数	0歳児	3人		
	1歳児	6人		
	2歳児			
	3歳児	20人	⇒	R6.4~ 15人
	4歳児	30人	⇒	25人
	5歳児			

## 3 施行日（予定）

令和6年4月1日から施行を予定しています。

※ 経過措置規定が設定される予定

## 参考 家庭的保育事業等の種類

家庭的保育事業等は、次の4つの事業を指します。

事業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	—
② 小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな こびとのこや
	B型：A型とC型の間間的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	—
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	—
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	—	—
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	小規模型：19人以下 保育所型：20人以上	—